

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成21年7月4日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第5号

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「附則第4条、第6条、第7条、第8条若しくは第9条」とあるのは、「附則第4条、第6条、第7条、第8条、第9条若しくは第10条」に改める。

附則第7条中「同条第1項第1号及び第2項の規定」とあるのは、「同条第1項第1号及び第3項の規定」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。